

発行：ブリス社労士事務所 URL <http://www.bliss-net.jp>
〒231-0011 横浜市中区太田町 2-23 横浜メディア・ビジネスセンター6F-A
TEL 045-534-4802 FAX 045-534-4805 E-mail info@bliss-net.jp

トピックス ● 昨年度残業不払いでの是正支払総額は 116 億円超

全国の労働基準監督署が平成21年度中、残業代不払で是正指導した事案のうち、「1企業当たり100万円以上の割増賃金が支払われた事案」についての集計が発表されました。

それにより、割増賃金の支払額は、1企業平均で950万円、1企業での最高額は12億円を超えていることなどが明らかになりました。



❖ 割増賃金の是正支払の状況

- ・ 是正企業数 1,221企業
- ・ 支払われた割増賃金合計額 116億298万円
- ・ 対象労働者数 11万1889人
- ・ 割増賃金の平均額は1企業当たり950万円、労働者1人当たり10万円

※そのうち、1企業当たり1,000万円以上の割増賃金の支払が行われた事案

- ・ 是正企業数は162企業で全体の13.3%
- ・ 払われた割増賃金の合計額は85億1,174万円で全体の73.4%

❖ 業種別等の状況

- ・ 企業数、対象労働者数、支払われた割増賃金額の全てにおいて製造業が最も多い
- ・ 1企業での最高支払額は「12億4,206万円」(飲食店)、次いで「11億561万円」(銀行・信託業)、「5億3,913万円」(病院)の順

※対象事案は、平成21年4月から平成22年3月までの間に、定期監督及び申告に基づく監督等を行い、その是正を指導した結果、不払になっていた割増賃金の支払が行われたもののうち、その支払額が1企業当たり合計100万円以上となったものです。



労働基準監督署の定期監督や労働者からの申告に基づき監督等が行われ、不払になっていた割増賃金の支払いを命じられた事案がこんなにあります。

労働基準法など法律をよく知らなかったために、不払い割増賃金の支払いを命じられたケースもあるでしょう。

100万円以上支払った企業が1,200企業を超え、支払額が1企業平均で950万円という現状を踏まえると、企業側が知識を備え、適切に対応していくことが重要です。

平成22年4月1日から、労働基準法の改正により、割増賃金率の引上げ等が実施されています。この改正に対応した就業規則の改訂、労使協定の締結等の体制整備はお済みでしょうか？

不安があれば、お気軽にご相談ください。

厳しい経済情勢の中、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金が多くの方々に利用されていますが、虚偽の支給申請を行うなど不正な受給が後を絶ちません。そのため、平成22年11月1日以降の申請から、不正受給防止対策がさらに強化されることになりました。

不正受給とは？

- ❖ 偽りその他の不正行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとした場合をいいます。
- ❖ 不正受給であることが判明した場合、不支給とされ、または支給が取り消されます。すでに助成金の支給を受けている場合は、その返還を求められます。
- ❖ 不正が判明した場合、向こう3年間は、雇用保険料を財源としたすべての助成金の支給を受けられなくなります。



不正受給防止対策の強化ポイント

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けようとする事業主の方が不正受給を行った場合

- ・ 事業主の名称、代表者氏名
- ・ 事業所の名称、所在地、概要
- ・ 不正受給の金額、内容 **が公表されます**

〈補足〉不正受給防止対策の強化に伴い、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の支給申請書の様式も変更されました。旧様式での申請も可能ですが、その際には、「支給申請確認書（様式第92号）」をあわせて提出することとされています。

不正受給が後を絶たないということは、それだけ支給額も多いということです。例えば、従業員を解雇せず休業させた場合は、最高で、休業手当相当額の3分の2〔中小企業の場合5分の4〕が3年間で300日分も支給されます（他の支給パターンもあり）。適切に利用すれば、企業にとっても、従業員にとっても、メリットのある制度です。本年12月からは支給要件が一部緩和されています。ご利用をお考えの際には、気軽に相談してください。

お仕事カレンダー 12月



- | | |
|---|--|
| <p>12/10 ● 一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事</p> <p>● 11月分の源泉所得税、住民税特別徴収税額の納付</p> <p>12/31 ● 11月分健康保険・厚生年金保険料の納付</p> | <p>12/31 ● 固定資産税（都市計画税）の納付
納付対象：第3期分</p> <p>● 10月決算法人の確定申告・翌年4月決算法人の中間申告</p> <p>● 翌年1月・4月・7月決算法人の消費税の中間申告</p> <p>● 年末調整による源泉徴収所得税の不足税額徴収繰延承認申請書、保険料控除申告書（生命保険等）の提出（会社）</p> |
|---|--|